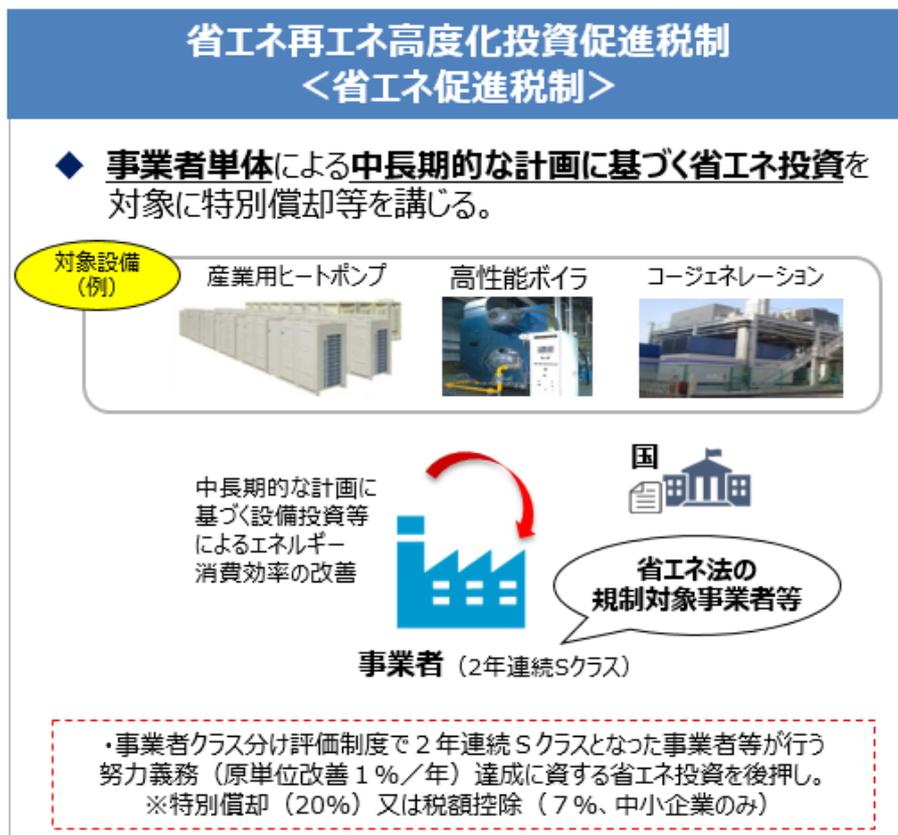


省エネ再エネ高度化投資促進税制
省エネ促進税制の確認申請の手引き

2020年5月
資源エネルギー庁
省エネルギー課

省エネ再エネ高度化投資促進税制の省エネ投資に係る税制措置は、租税特別措置法第10条の2、第42条の5、及び第68条の10に基づくものであり、そのうちエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）上の中長期的な計画に記載した省エネ設備等の投資に係る税制措置（以下「省エネ促進税制」という。）は、青色申告書を提出する個人・法人であって、直近2年度で連続してSクラス評価であった特定事業者、特定連鎖化事業者等又は認定管理統括事業者等が、対象期間内に対象設備等を新たに取得等して事業の用に供した場合に、特別償却等の税制優遇を受けられるものです。

税制の活用にあたっては、「確認申請書」を作成して、主たる事業所の所在地を所管する経済産業局又は沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）に提出し、経済産業局等より「確認書」の交付を受ける必要があります。



1. 省エネ促進税制の概要

【対象事業者】

2020年度においては、青色申告書を提出する個人・法人で、2018年度と2019年度に提出した定期報告書に基づく「事業者クラス分け評価制度」(※)の評価がいずれもS評価(以下「2年連続S評価」という。)であった下記の省エネ法の規制対象事業者等です。

<省エネ法の規制対象事業者等>

- 特定事業者
- 特定連鎖化事業者
- 認定管理統括事業者
- 管理関係事業者
- 特定加盟者(特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が行う連鎖化事業の加盟者をいう。)

(※) 事業者クラス分け評価制度

事業者クラス分け評価制度は、省エネ法に基づき、定期報告書を提出する全ての特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するものです。詳細は資源エネルギー庁ホームページをご参照ください。

[\(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/classify/\)](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/classify/)

【対象設備等】

上述の対象事業者が行う事業、並びに特定加盟者が行う連鎖化事業に使用される設備等で、以下の要件をいずれも満たすとして経済産業局等の確認を受けた、機械装置、器具備品、建物附属設備及び構築物です。

- i 確認申請書を提出する年度又は直近2年度内に提出した中長期的な計画(※1)に記載されている設備等であること。
- ii 業種等の分類に応じて、中長期計画作成指針(※2)において掲げられた、「製造業関連高度省エネルギー増進設備等」、「鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等」、「上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等」、「事務所等関連高度省エネルギー増進設備等」(以下、総称して「高度省エネルギー増進設備等」という。)のいずれかに該当すること。具体的な設備等については、別表の対象設備一覧をご確認ください。

(※1) 中長期的な計画

中長期的な計画とは、省エネ法第15条第1項、第26条第1項又は第37条第1項の規定に基づき、特定事業者等が提出する中長期的な計画のことです。

(※2) 中長期計画作成指針

中長期計画作成指針とは、以下4つの告示の総称です。

- ア. 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）
- イ. 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年経済産業省告示第68号）
- ウ. 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）
- エ. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）

中長期的な計画の記載については、中長期計画書（Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果）に、3～5年以内を実施予定の設備投資を伴う省エネ計画を記入ください。

省エネ計画の策定に当たっては、対象事業者が属する業種の中長期計画作成指針を参考に検討してください。

※なお、管理関係事業者が認定管理統括事業者と異なる業種に属する場合には、当該管理関係事業者に係る取り組みに関しては当該管理関係事業者の属する業種の中長期計画作成指針も参考に、省エネ計画の策定を検討してください。

【措置内容】

取得価額の20%の特別償却。中小企業者等※は、取得価額の7%の税額控除との選択適用が可能です。

- ※本資料における中小企業者等とは、次の法人及び個人をいいます。
- 租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は同項第9号に規定する農業協同組合等（以下「農業協同組合等」といいます。）で、青色申告書を提出する法人
 - 租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人（同項第7号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は連結親法人である農業協同組合等に該当する連結法人
 - 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者で青色申告

書を提出する個人

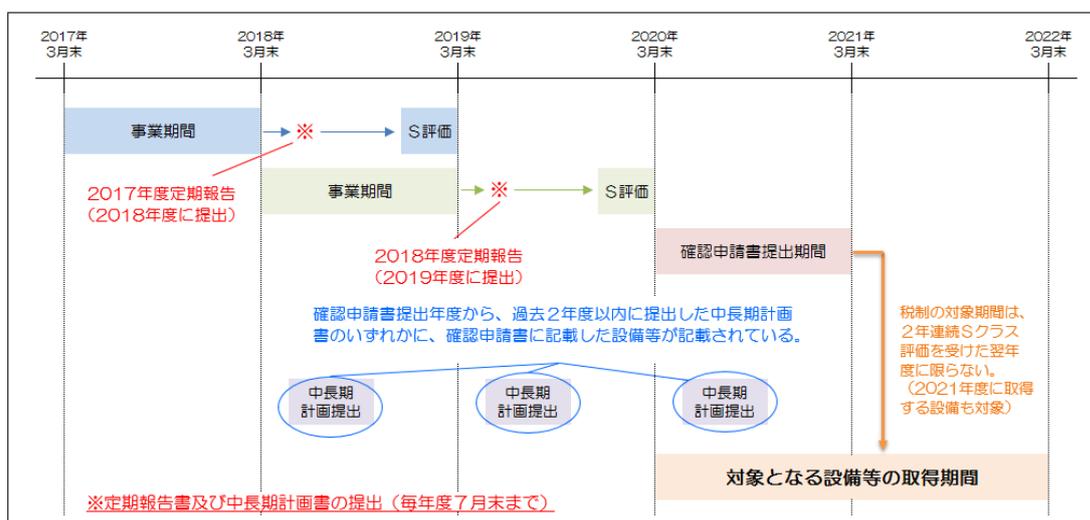
なお、中小企業者等に該当するかどうかは、自社内の税務申告を担当する部門又は税理士等にご確認ください。

【対象期間】

本税制の対象となる設備等の取得期間は、2020年4月1日から2022年3月31日までです。

なお、設備取得後に確認申請書を提出した場合においても税制措置を受けることができます。詳しくは、本書巻末「各手続きの手順と本税制措置の対象可否について」をご確認ください。

【2020年度に提出した場合】



【その他】

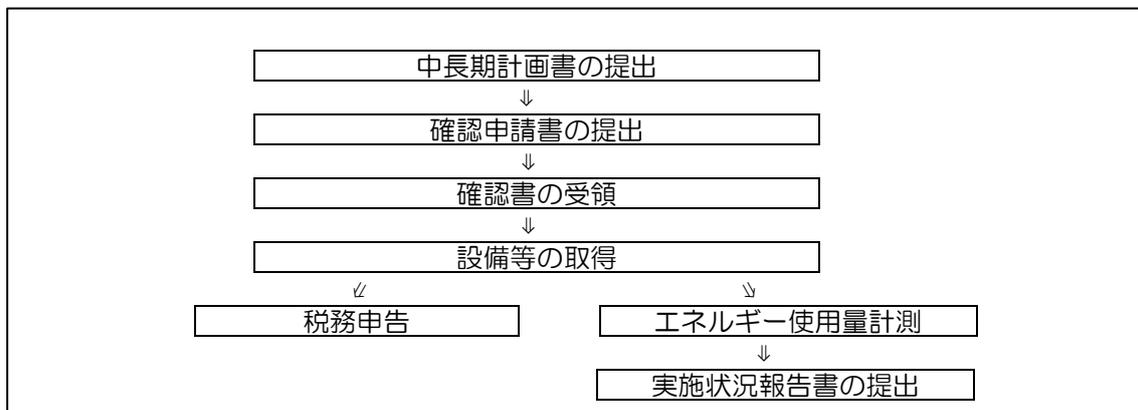
国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をした設備等は、本税制の適用対象外となります。

2. 手続きの流れ

本税制措置を受けようとする申請者の一般的な手続きの流れは下図のとおりです。申請者は、2年連続S評価であった翌年度であり、対象設備が記載されている中長期計画書が既に提出されている場合に確認申請書を提出することができます。また、確認書の交付は、原則、本税制措置を受ける事業年度末までに受ける必要があります。

ただし、下図の手続きの流れによらず、手続きが前後した場合においても本税制措置を受けることができます。各手続きの手順と本税制措置の対象可否の具体例については、本書巻末「各手続きの手順と本税制措置の対象可否について」をご参照ください。

【申請事業者の一般的な手続きの流れ】



3. 確認手続き

【申請者】

＜特定事業者が申請者となる場合＞

特定事業者が取得等を予定する対象設備等について、税制の適用を受けようとする場合は様式第1を用いて、申請してください。

＜特定連鎖化事業者（特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む。）が申請者となる場合＞

特定連鎖化事業者が取得等を予定する設備等について税制の適用を受けようとする場合は様式第2を用いて申請してください。

特定加盟者が、加盟する連鎖化事業に使用される設備等について、税制の適用を受けようとする場合は、当該連鎖化事業を行う特定連鎖化事業者が申請者となり、特定加盟者の設備等の取得等を取りまとめた上で、様式第2を用いて申請してください。

なお、特定加盟者が取得等を予定する連鎖化事業以外の事業に使用する設備等は本税制措置の適用対象外です。ただし、特定加盟者が特定事業者として税制の適用を受けようとする場合には、連鎖化事業以外の事業に使用する設備等についても様式第1を用いて申請することが可能です。

＜認定管理統括事業者（管理関係事業者又は特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む。）が申請者となる場合＞

認定管理統括事業者が取得等を予定する設備等について税制の適用を受けようとする場合は様式第3を用いて申請してください。

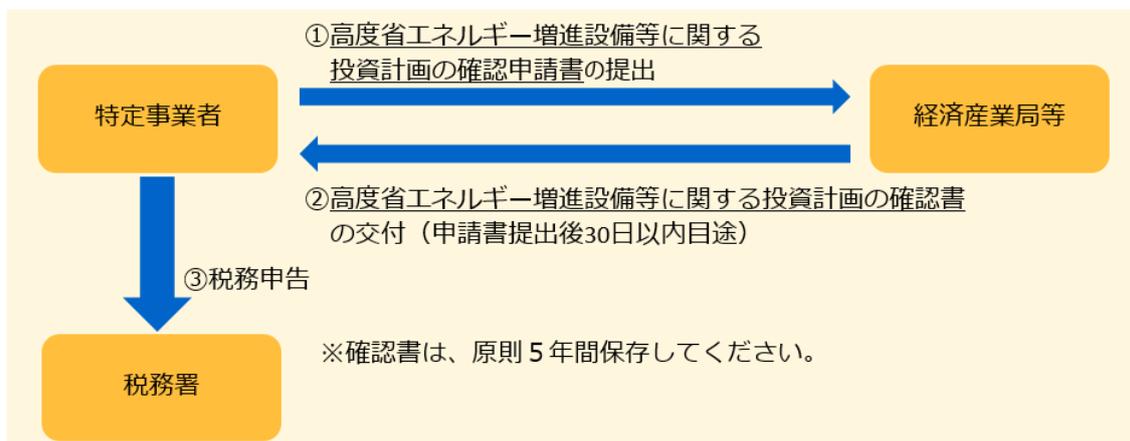
管理関係事業者又は特定加盟者が取得等を予定する設備等について、税制の適用を受けようとする場合は、認定管理統括事業者が申請者となり、管理関係事業者又は特定加盟者の設備等の取得等を取りまとめた上で、様式第3を用いて申請してください。

なお、特定加盟者が取得等を予定する連鎖化事業以外の事業に使用する設備等は本税制措置の適用対象外です。ただし、特定加盟者が特定事業者として税制の適用を受けようとする場合には、連鎖化事業以外の事業に使用する設備等についても様式第1を用いて申請することが可能です。

【確認手続きの流れ】

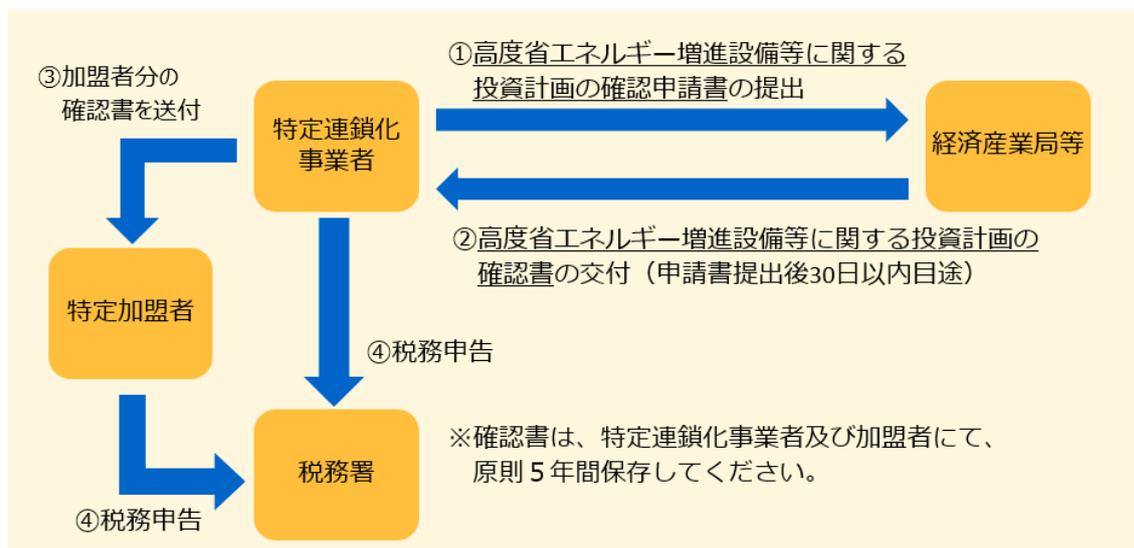
確認手続きについて、申請者に応じて、手続きが異なりますのでご注意ください。

<特定事業者が申請者となる場合>



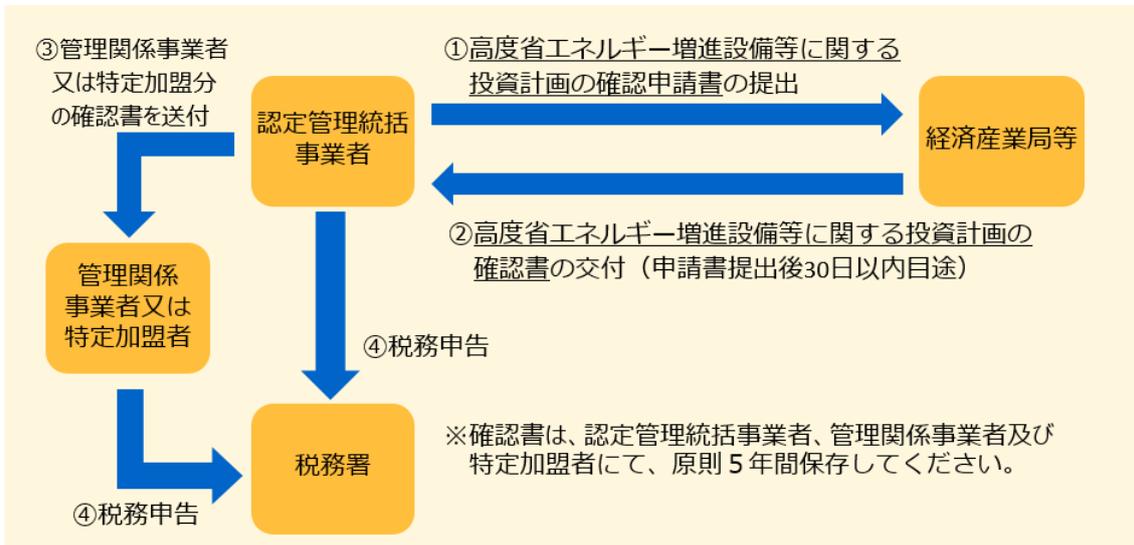
- ① 確認申請書を作成し、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等に提出してください。
- ② 確認書交付の要件を満たす場合、経済産業局等が確認申請書を受領してから30日以内を目途に経済産業局等より確認書が交付されます。
また、経済産業局等の確認手続きに際して、追加資料の提出を依頼する場合がありますので、連絡を受けた場合には速やかにご対応ください。
- ③ 確認書は、税務申告の際に添付する必要はありませんが、租税特別措置法施行規則第5条の7及び第20条の2にて、確認書を保存することが税の適用要件と定められているため、確認書は税制適用を受ける事業者において、原則5年間、保存してください。

＜特定連鎖化事業者（特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む。）が申請者となる場合＞



- ① 確認申請書を作成し、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等に提出してください。
特定連鎖化事業者自身が設備等の取得等を行わず、特定加盟者のみが税制の適用を受けようとする場合でも、特定連鎖化事業者が特定加盟者の設備等の取得等を取りまとめ、申請を行ってください。
- ② 確認書交付の要件を満たす場合、経済産業局等が確認申請書を受領してから30日以内を目途に経済産業局等より確認書が交付されます。
確認申請に特定加盟者による設備等の取得等が含まれる場合には、特定連鎖化事業者宛の確認書のほかに、特定加盟者宛の確認書も併せて交付され、特定連鎖化事業者に送付されます。
特定加盟者宛の確認書を受領したら、該当の特定加盟者に速やかに送付してください。
また、経済産業局等の確認作業に際して、追加資料の提出を依頼する場合がありますので、連絡を受けた場合に速やかに対応ください。
- ③ 確認書は、税務申告の際に添付する必要はありませんが、租税特別措置法施行規則第5条の7及び第20条の2にて、確認書を保存することが税の適用要件と定められているため、確認書は税制適用を受ける各事業者において、原則5年間、保存してください。

＜認定管理統括事業者（管理関係事業者又は特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む。）が申請者となる場合＞



- ① 確認申請書を作成し、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等に提出して下さい。
認定管理統括事業者自身が設備等の取得等を行わず、管理関係事業者又は特定加盟者のみが税制の適用を受けようとする場合でも、認定管理統括事業者が管理関係事業者又は特定加盟者の設備等の取得等を取りまとめ、申請を行って下さい。
- ② 確認書交付の要件を満たす場合、経済産業局等が確認申請書を受領してから30日以内を目途に経済産業局等より確認書が交付されます。
確認申請に管理関係事業者又は特定加盟者による設備等の取得等が含まれる場合には、認定管理統括事業者宛の確認書のほかに、管理関係事業者宛又は特定加盟者宛の確認書も併せて交付され、認定管理統括事業者に送付されます。
管理関係事業者又は特定加盟者宛の確認書を受領したら、該当の管理関係事業者又は特定加盟者に速やかに送付して下さい。
また、経済産業局等の確認作業に際して、追加資料の提出を依頼する場合がありますので、連絡を受けた場合に速やかにご対応下さい。
- ③ 確認書は、税務申告の際に添付する必要はありませんが、租税特別措置法施行規則第5条の7及び第20条の2にて、確認書を保存することが税の適用要件と定められているため、確認書は税制適用を受ける各事業者において、原則5年間、保存して下さい。

4. 確認申請書の作成

確認申請書は所定の様式に従って作成してください。なお、申請者に応じて様式が異なりますので、下記及び様式記入例を確認してください。

様式等は、資源エネルギー庁ホームページよりダウンロードください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/scheme.html

【特定事業者】

- ① 確認申請書（様式第1）
- ② ①別紙
- ③ 高度省エネルギー増進設備等が記載された中長期的な計画の写し

【特定連鎖化事業者（特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む）】

- ① 確認申請書（様式第2）
- ② ①別紙1
- ③ ①別紙2
- ④ 高度省エネルギー増進設備等が記載された中長期的な計画の写し

【認定管理統括事業者（管理関係事業者又は特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む）】

- ① 確認申請書（様式第3）
- ② ①別紙1
- ③ ①別紙2
- ④ 高度省エネルギー増進設備等が記載された中長期的な計画の写し

5. 確認書の受領

経済産業局等は、申請者より確認申請書を受領してから30日以内を目途に、確認申請書に記載されている内容を確認し、税制適用の対象となると確認されたときには、申請者に対して確認書を交付します。

確認書は、申請者に応じて様式が異なります。また、確認書に加えて、それぞれ以下の書類が袋綴じされ、交付されます。

確認書は税制適用を受ける各事業者において、原則5年間、保存してください。

【特定事業者】

- ① 確認書（様式第4）
- ② 確認申請書本紙の写し
- ③ ②別紙の写し
- ④ 高度省エネルギー増進設備等が記載された中長期的な計画の写し

【特定連鎖化事業者（加盟者を取りまとめて申請した場合を含む）】

- ① 確認書（様式第5）
- ② 確認申請書本紙の写し
- ③ ②別紙1の写し
- ④ ②別紙2の写し
- ⑤ 高度省エネルギー増進設備等が記載された中長期的な計画の写し

【特定加盟者（特定連鎖化事業者が申請した場合）】

- ① 確認書（様式第6）
- ② 確認申請書本紙の写し
- ③ ②別紙1の写し

【認定管理統括事業者（管理関係事業者又は特定加盟者を取りまとめて申請した場合を含む）】

- ① 確認書（様式第7）
- ② 確認申請書本紙の写し
- ③ ②別紙1の写し
- ④ ②別紙2の写し
- ⑤ 高度省エネルギー増進設備等が記載された中長期的な計画の写し

【管理関係事業者又は特定加盟者（認定管理統括事業者が申請した場合）】

- ① 確認書（様式第8）
- ② 確認申請書本紙の写し

③ ②別紙 1 の写し

なお、確認申請書を受領した経済産業局等において、確認申請書に記載されている内容が対象要件を満たさない等、税制の適用の対象となると確認できないときには、申請者に対して不確認通知書を交付します。

6. 確認申請書に変更があった場合の対応

経済産業局等より確認書の交付を受けた確認申請について、以下の表に掲げる項目以外に変更が生じた場合には、再度確認申請書を提出し、経済産業局等より確認書の交付を受ける必要があります。

以下に掲げる項目の変更については、手続きは不要です。

確認申請書様式	確認申請書の内容について変更の手続きが不要となる項目
様式第1別紙	「2. 取得する高度省エネルギー増進設備等の内容」のうち、「予定数量」に記載した数量（減少の場合のみ）、 「予定取得年月」及び「予定取得価額」に記載した事項 「4. 取得する高度省エネルギー増進設備等によるエネルギーの使用の合理化の目標に関する事項」に記載した事項
様式第2別紙1	「4. 取得する高度省エネルギー増進設備等によるエネルギーの使用の合理化の目標に関する事項」に記載した事項
様式第2別紙2	「中長期的な計画に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得等を予定する特定連鎖化事業者及び特定加盟者一覧」のうち、「予定数量」に記載した数量（減少の場合のみ）、 「予定取得年月」及び「予定取得価額」に記載した事項
様式第3別紙1	「4. 取得する高度省エネルギー増進設備等によるエネルギーの使用の合理化の目標に関する事項」に記載した事項
様式第3別紙2	「中長期的な計画に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得等を予定する認定管理統括事業者、管理関係事業者及び特定加盟者一覧」のうち、「予定数量」に記載した数量（減少の場合のみ）、 「予定取得年月」及び「予定取得価額」に記載した事項

7. 実施報告書の作成・提出

経済産業局等より確認書の交付を受けた申請者（以下「確認事業者」という。）は、確認申請書に記載された設備等の取得等の後、「実施状況報告書」を作成し、確認書を交付した経済産業局等に設備等の取得等の状況を報告してください。

特定連鎖化事業者が特定加盟者を取りまとめて申請した場合及び認定管理統括事業者が管理関係事業者又は特定加盟者を取りまとめて申請した場合には、当該特定加盟者の設備等の取得等の状況についても取りまとめて報告してください。

実施状況報告書は、原則、確認申請書に記載された全ての設備等の取得等をした日又は確認書交付日のいずれか遅い日から90日以内に、所定の様式に従って作成し、経済産業局等に提出してください。

なお、確認事業者に応じて様式が異なりますので、下記及び様式記入例を確認してください。

様式等は、資源エネルギー庁ホームページよりダウンロードください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/scheme.html

【特定事業者】

- ① 実施状況報告書 本紙（様式第9）
- ② ①別紙

【特定連鎖化事業者（特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む）】

- ① 実施状況報告書 本紙（様式第10）
- ② ①別紙1
- ③ ①別紙2

【認定管理統括事業者（管理関係事業者又は特定加盟者を取りまとめて申請する場合を含む）】

- ① 実施状況報告書 本紙（様式第11）
- ② ①別紙1
- ③ ①別紙2

実施状況報告書の作成に当たっては、取得等をした設備等のエネルギー使用量について計測を行い、記載する必要があります。エネルギー使用量の計測に関する、具体的な計測期間及び計測の方法は、以下のとおりとなります。

【計測期間】

確認申請書に記載された設備等の取得等の後又は確認書の交付後の3ヶ月以内の任意の1ヶ月間が、エネルギー使用量の計測期間となります。

計測の開始日は、毎月1日でなくても構いません。また、計測期間は計測開始日の翌月応答日の前日までとなります。例えば、7月15日に計測を開始した場合は、8月14日までの1ヶ月間が計測期間となります。

【計測方法】

具体的な計測の方法は以下の例示のとおりです。計測方法については、必ずしもこれによる必要はなく、確認事業者が合理的かつ的確な方法を選択できます。

<具体例>

- ・ 設備に内蔵又は接続されている計測機器でエネルギー使用量を把握する。（複数のエネルギー消費設備を計測している場合は、設備等導入前のエネルギー使用量の合計から、高度省エネルギー増進設備等導入後、係る設備以外のエネルギー使用量の合計を差し引き、差分を高度省エネルギー増進設備等のエネルギー使用量とすることも可能。）
- ・ 設備の瞬時値を計測し、実績稼働時間を乗じてエネルギー使用量を計算する。
- ・ 計測期間の電力使用量、燃料購入量等を前年度と比較し、差分を省エネルギー量とする。

8. 確認の取消し

経済産業局長等は、確認事業者の確認申請について虚偽の申請が認められた場合等には、当該確認申請に対する確認の取消しを行います。

9. 問い合わせ先・提出先

お問合せ先・提出先	管轄地域	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1 -1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1 番地1 さいたま新都心合同 庁舎一号館	048-600-0362 (048-601-1302)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5 -2	052-951-2775 (052-951-2568)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5 -4 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-3 0 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-1 1-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2 号館	098-866-1759 (098-860-3710)

その他制度全般に関するお問合せ：資源エネルギー庁省エネルギー課 (03-3501-9726)

(別表) 対象設備一覧

1. 「製造業関連高度省エネルギー増進設備等」

「鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等」

「上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等」

(該当) 製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、上水道業、下水道業、廃棄物処理業

設備区分	設備・システム名	具体的内容
ボイラー	潜熱回収型ボイラー	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
	高効率ボイラー	ボイラーの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下であって、効率が90%以上（低位発熱量基準）のもの。ただし、貫流ボイラーについては効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
	高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機	次のいずれかの効率を満たすもの。 ① 温水ボイラーについては排ガス温度を250℃以下とする熱交換器を有し、定格時空気比1.2以下であって、効率が88%以上（低位発熱量基準）のもの。 ② 温水発生機については効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
	廃熱利用ボイラー	他プロセスの排ガスの顕熱を利用したもの。
産業用ヒートポンプ	高効率ヒートポンプ式熱源装置	ヒートポンプサイクルにより、蒸気、温水、冷水又は熱風を効率的に作る熱源装置。次のいずれかの機器に該当する場合には、当該機器の基準を満たすもの。 ① チリングユニット（冷暖房用の空冷式のチリングユニットについては定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のもの。冷暖房用の水冷式のチリングユニットについては定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上

		<p>のもの。)</p> <p>② ターボ冷凍機（定格運転時に成績係数（COP）が6程度以上のもの）</p> <p>③ 吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機（吸収式冷凍機については定格消費熱電効率が1.2以上のもの。吸収式冷温水機については定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のもの。)</p> <p>④ 高温水ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの）</p> <p>⑤ 循環加温ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの）</p> <p>⑥ 熱風ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの）</p> <p>⑦ 蒸気発生ヒートポンプ（別表に掲げる基準を満たすもの）</p>
	地中熱利用ヒートポンプシステム	年間を通じて温度変化の小さい地中熱を、熱交換用のパイプを通じ、又は直接的に熱源の一部として使用するヒートポンプシステム。
コージェネレーション設備	エンジン式コージェネレーション設備	ガスエンジン、ディーゼルエンジンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として温水需要が大きい場合に有効。
	ガスタービン式コージェネレーション設備	ガスタービンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は

		発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として蒸気需要が大きい場合に有効。また、需要バランスが不規則な場合には、熱と電気の出カバランスを調整できるものが有効。
	燃料電池コージェネレーションシステム	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を発生させ利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。電力需要とともに温水又は蒸気需要が大きい場合に有効。
モータ	高効率誘導モータ	ハイグレードの鉄心の採用と巻線の改善や冷却扇の改善により汎用型に比べ損失を低減したもの。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。ただし、防爆型モータを使用しなければならない場合を除く。
	永久磁石同期モータ	ロータの内部に永久磁石を埋め込んだ回転界磁式の同期モータ。インバーターと組み合わせて高効率可変速運転ができる。
	極数変換モータ	モータの極数を切り替えることにより回転数を段階的に切り替えることができるもの。速度変換要求が固定2、3段でよい負荷のある場合に有効。
変圧器	高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。
EMS	総合エネルギー管理システム	IoT・AI等の活用により、主要設備ごと、設備群ごと、ラインごと等のエネルギー管理に必要となる設備の監視機能、操作制御機能、記録機能及び設備管理機能等が必要度に応じて組み込まれた

		もの。
--	--	-----

別表

種別	性能区分	基準値の算出条件	基準値 (COP)
高温水ヒートポンプ※	加熱能力が100kW未満	温水出口温度が65℃かつ熱源水入口温度が15℃	2.62 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水入口温度が30℃	3.35 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水入口温度が45℃	3.49 以上
	加熱能力が100kW以上	温水出口温度が65℃かつ熱源水入口温度が15℃	2.70 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水入口温度が30℃	3.39 以上
		温水出口温度が65℃かつ熱源水入口温度が45℃	4.56 以上
		温水出口温度が90℃かつ熱源水入口温度が15℃	2.69 以上
		温水出口温度が90℃かつ熱源水入口温度が30℃	3.15 以上
		温水出口温度が90℃かつ熱源水入口温度が45℃	3.09 以上
循環加温ヒートポンプ	—	次に掲げる条件におけるCOPの平均値 ①温水出口温度が65℃かつ冬期の吸込空気温度が7℃ ②温水出口温度が65℃かつ中間期の吸込空気温度が16℃ ③温水出口温度が65℃かつ夏期の吸込空気温度が25℃	2.66 以上
熱風ヒートポンプ	水熱源方式	空気入口温度が20℃、熱風供給温度が100℃、熱源水入口温度が30℃かつ熱源水出口温度が25℃	3.44 以上
	空気熱源方式	空気入口温度が20℃、熱風供給温度が80℃、外気温度が25℃かつ外気相対湿度が70%	3.50 以上
蒸気発生ヒートポンプ	—	蒸気供給温度が120℃かつ熱源水入口温度が65℃	3.53 以上
		蒸気供給温度が150℃かつ熱源水入口温度が90℃	3.00 以上
		蒸気供給温度が165℃かつ熱源水入口温度が70℃	2.46 以上

<備考>

※ 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプが有効。

2. 「事務所等関連高度省エネルギー増進設備等」

(該当) ・特定事業者、特定連鎖事業者及び認定管理統括事業者のうち、1. に該当する業種以外の業種

・特定加盟者

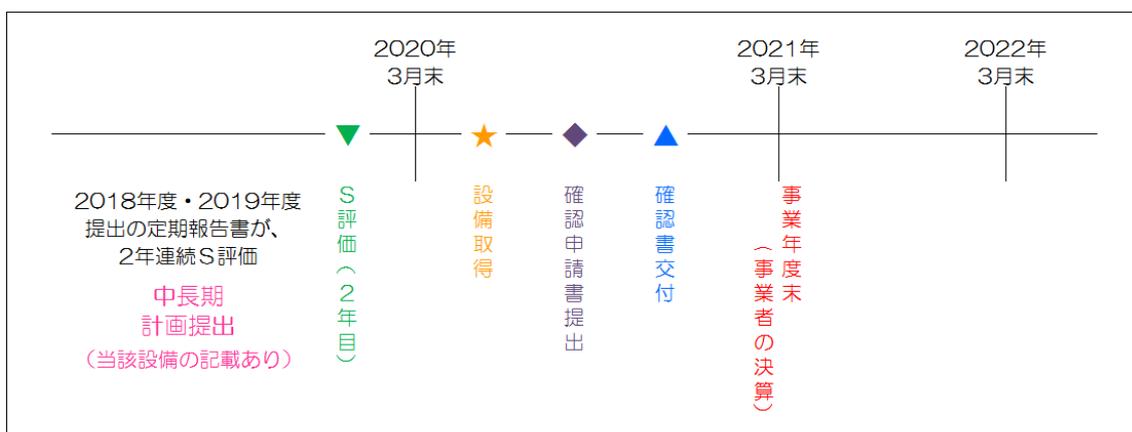
設備区分	設備・システム名	具体的内容
ボイラー	潜熱回収型ボイラー	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
	高効率ボイラー	ボイラーの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下であって、効率が90%以上（低位発熱量基準）のもの。ただし、貫流ボイラーについては効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
	高効率温水ボイラー又は高効率温水発生機	次のいずれかの効率を満たすもの。 ア. 温水ボイラーについては排ガス温度を250℃以下とする熱交換器を有し、定格時空気比1.2以下であって、効率が88%以上（低位発熱量基準）のもの。 イ. 温水発生機については効率が95%以上（低位発熱量基準）のもの。
コージェネレーション設備	エンジン式コージェネレーション設備	ガスエンジン、ディーゼルエンジンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。特に動力又は電力需要とともに主として温水需要が大きい場合に有効。
	ガスタービン式コージェネレーション設備	ガスタービンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。

		準)のもの。特に動力又は電力需要とともに主として蒸気需要が大きい場合に有効。また、需要バランスが不規則な場合には、熱と電気の出カバランスを調整できるものが有効。
	燃料電池コージェネレーションシステム	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を発生させ利用するものであって、総合効率が82%以上（低位発熱量基準）又は発電効率が41%以上（低位発熱量基準）のもの。電力需要とともに温水又は蒸気需要が大きい場合に有効。
変圧器	高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。
モータ	高効率誘導モータ	ハイグレードの鉄心の採用と巻線の改善や冷却扇の改善により汎用型に比べ損失を改善した誘導モータ。特定エネルギー消費機器に該当する場合には、トップランナー基準を満たすもの。
	永久磁石同期モータ	回転子に永久磁石（PM）を使用した同期モータであり、2次巻線に電力を投入しなくても良いため高効率である。
	極数変換モータ	固定子巻線の極数を切り替えることにより回転数を段階的に切り替えることができる誘導モータ。速度変換の要求が固定の場合に有効。
EMS	BEMS	空気調和設備、電気使用設備、ボイラー設備、給湯設備等を統合的に管理し、総合した消費エネルギーが最小になるように自動制御する機能を有するもの。

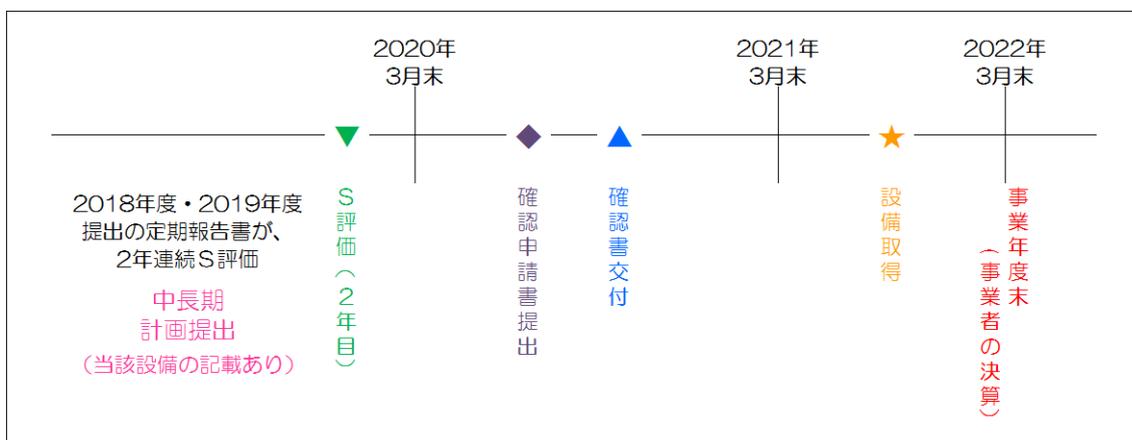
各手続きの手順と本税制措置の対象可否について

【本税制措置の対象となる場合】

- ①2019年度に当該設備の内容を記載した中長期計画書を提出しており、2020年度に当該設備を取得後に、確認申請書を提出し確認書の交付を受けた場合。

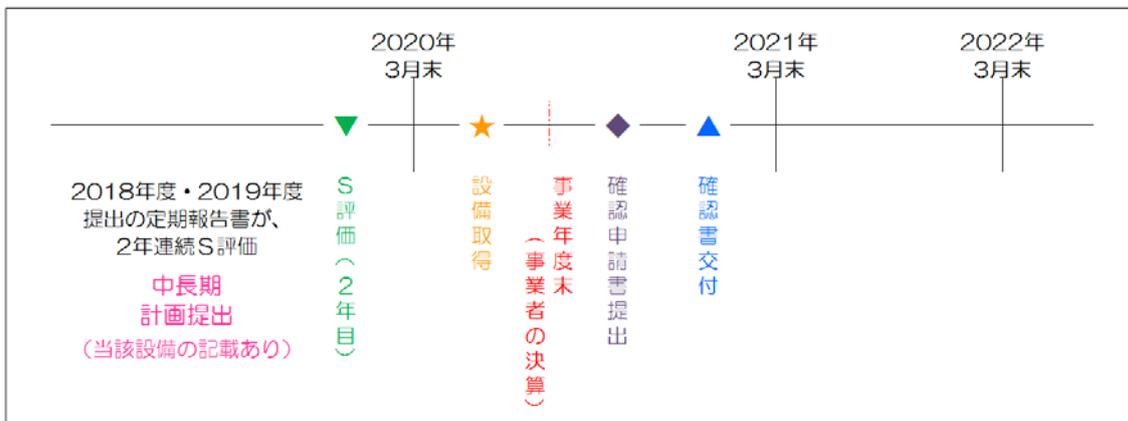


- ②2019年度に当該設備の内容を記載した中長期計画書を提出しており、2020年度に確認申請書を提出し、確認書の交付を受け、2021年度に当該設備を取得した場合。

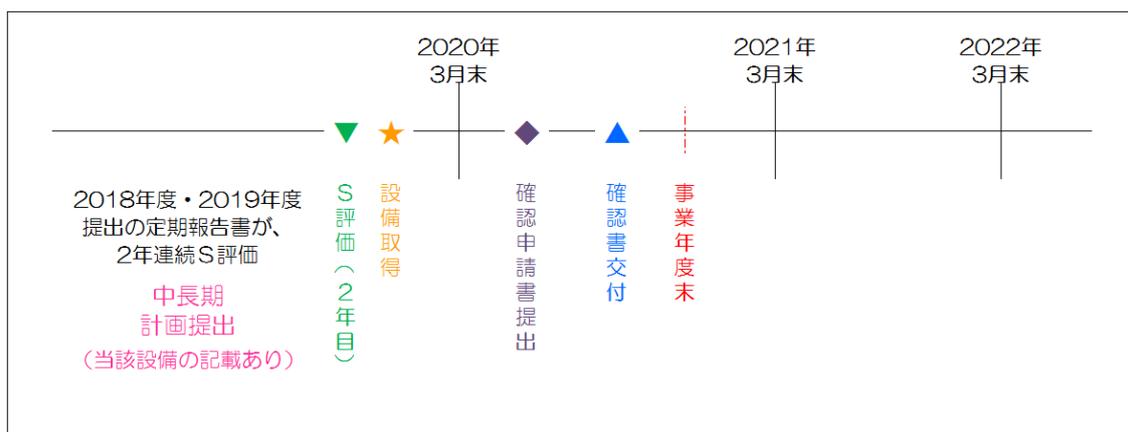


【本税制措置の対象外となる場合】

①設備取得をした事業年度末（事業者の決算）以降に確認申請書を提出している場合



②2019年度に設備取得が行われていた場合



以上